

## アフリカ知的財産ニュースレター 2016年1月号 (Vol.7)

### 偽造：アフリカの展望

---

#### はじめに

アフリカは長きにわたって偽造のホットスポットであった。低所得のアフリカの消費者たちは、自分が知っているブランドあるいは信頼しているブランドの偽造品を知らないうちに買わされているのだ。購買意欲をかき立てるが価格が高すぎて買えないブランドがデジタルメディアを通じて紹介されるようになったため、そうしたブランドの偽造品を偽物と知りつつ買う人々もいる。また、アフリカは先進世界の市場に向けて送り出される偽造品の通過地点になっているのである。

しかし、状況は変わりつつあるのかもしれない。アフリカ諸国の政府は、今では偽造品が引き起こす諸問題を非常に強く意識している。偽造とは消費者が質の劣るTシャツやDVDを買わされるという程度の話ではなく、その域を遙かに超える大問題だということを、各国政府は理解したのである。例えば、偽造は今やほとんどすべての製品に——自動車の部品、煙草、果てはアルコール飲料にまで——広がっている。

とはいえ、最も懸念されるのは、おそらく医薬品の偽造であろう。偽造の処方薬に関わる巨大な市場が存在し、それら偽造医薬品の多くがオンライン販売で売られている。世界保健機関（WHO）の見積もりによれば、アフリカの医薬品市場の30%を偽造品が占めているという。

つまり、ブランド・インテグリティの問題に加えて、公衆の安全に関わる深刻な問題が偽造により生じているのである。しかし、それだけではない。国家財政上の問題もある。その理由は簡単で、偽造の首謀者たちは合法的な企業が支払っている所得税や消費税の納付を怠りがちだからだ。それに、さらに幅広い社会問題もある——偽造が組織犯罪と密接に結びついていることは周知の事実である。

では、ブランドの所有者は偽造について何ができるだろうか？もちろん、商標登録に依拠して商標侵害訴訟を起こすことはできる。コモンロー上の権利を援用して詐称通用又は不正競争行為に関する訴訟を提起できることもある。著作権侵害を主張して訴訟を提起できる場合すらあるだろう（例えばアートワーク——ロゴや外観——が複製されたという事実を立証できる場合など）。しかし、法的手続は進捗が遅い上に費用がかかる。しかも証拠を入手するのが困難なこともある。

アフリカ諸国の政府は、今では、商標その他の形態の知的財産について保護を提供する以上の措置をとる必要があることを理解している。政府は、知的財産の保護に加えて効果的な法執行手段、特に具体的な偽造対策措置を提供する必要があるのだ。後に示すように、南アフリカはかなり前にこのことを理解した——そのため、南アフリカには昔から特別な偽造取締法が存在している。この法律が非常に効果的であることが判明したため、他のアフリカ諸国がそれに追随しようとしても不思議はない——アフリカの新たな知的財産立法の大半において、偽造対策措置が大きな役割を果たしていることが見て取れる。

また、アフリカ諸国の政府は、偽造の危険性に関する公衆教育に力を入れる必要があることも理解している。需要がなくなれば供給もなくなるはずだ、ということは分かっているのである。

本稿では、いくつかのアフリカ諸国が近年にとった措置に注目する。アフリカに存在する偽造対策措置をすべて網羅した博覧会のような記事にするつもりはないが——一部の国々の事情を考えれば、そのようなことは不可能であろう——ただ、情勢がどのような方向に動いているかの指標を示したいと思う。

## <南アフリカ>

南アフリカは1997年に偽造取締のための法律を導入している。その法律すなわち「偽造製品取締法」(Counterfeit Goods Act)は、偽造取締に関してブランド所有者を支援する手続的な仕組みが規定されている。同法の定義によれば、偽造品とは非常に広い意味を持つ言葉である——商標所有者又は著作権者の許可なしに製造された製品が、商標所有者又は著作権者の商品と同一の種類に属し、かつ、それらが純正品と「実質的に同一」の複製であるか純正品と「混同されるおそれがある」場合、その製品は偽造品とされる。

2011年、南アフリカ最高上訴裁判所は、*Puma AG v Rampar Trading*の事件において同法を考察している。この事件における同裁判所の判示によれば、同法の適用は商標所有者が製造した商品にそっくりの製品に限定されるわけではなく、無許可の者が登録商標をその登録の対象となった商品について使用した場合、たとえ商標所有者がそれと同じタイプの商品を製造していなくても、その無許可の者の商品は偽造品である。従って、Pumaが履物類全般を対象とする商標登録を有している場合、Pumaがかつて製造したことのないタイプの靴に当該商標を無許可で使用した者については同法が適用される。混同を惹起する意図があったに違いないというだけで十分なのである。

同法は、実務の面で重要な結果をもたらす。貴重な証拠収集ツールとなるのだ。同法は実質的に、ブランド所有者が国家のリソースにアクセスする機会を与えるからである——ブランド所有者は警察および税関当局に対し、偽造品の保管又は入国が行われていると疑われる施設(空港や港湾を含む)を捜査し、問題の商品を押収するよう請求できるのだ。それによりブランド所有者は、自らが商標侵害について提起した民事訴訟において、押収された偽造品を証拠として使用することが可能になる。

さらに、同法は様々な犯罪を新たに規定している。例えば、ある商品が偽造品であることを知っていたか、当然知っているべき理由がある者が、当該偽造品の製造、所持、販売又は輸入を行うことは犯罪であると規定されている。罰金や収監を含む断固とした処罰も規定されている。

2013年に知的財産に関する国家政策試案が公表されて以降、南アフリカにおける知的財産の未来は現時点ではやや不安定に見えるかもしれない。この政策文書は、知的財産に関する限り南アフリカは開発途上国の行動計画に従うことを極めて明瞭に示しているからである。しかし、この文書は知的財産所有者のニーズについても把握している。南アフリカに対する投資家の信頼の醸成、知的財産権に関する諸条約の国家的遵守、知的財産に関する意識の向上および公衆教育、そして(これは重要だが)知的財産権の執行状況の改善といった問題を政府は検討しなければならない、と同文書は述べている。それゆえ、偽造対策措置が今後も存続し、時とともに強化されることすらあるかもしれないと推測するに十分な理由が存在するのである。

## <ケニア>

ケニアには、「2008年偽造防止法」(Anti-Counterfeit Act of 2008)と呼ばれる法律がある。同法の規定によれば、偽造とは、「保護された製品に関してケニアその他の地域に存在する知的財産権の所有者の許可なくなされた行為」である。同法には各種の規定が盛り込まれている。知的財産権所有者に有利な一定の推定を、同法は新たに定めている。捜査官を擁する偽造取締局の新設も定めている。商品の押収や留置の規定もある。しかも、同法は侵害者に対して5年間の禁固を含む厳しい刑罰を科している。

しかし、2012年、ケニアの高等裁判所は、偽造取締法は範囲が広すぎるためジェネリック医薬品が患者に届くまでの流れを妨げるおそれがあるとの判断を示した。知的財産権を健康より優先すべきではない、と同裁判所は主張している。

しかし、最近になって起こった2つの展開は、ケニアが現在も偽造と法執行の問題を非常に真剣にとらえていることを示唆している。第1の展開とは、ケニア放送公社とケニア音楽著作権協会が絡んだ訴訟において、ケニアの一裁判所が証拠保全のための捜査押収命令（英国法で「アントンピラー命令」と呼ばれるもの）を発行したことである。この命令は認可され、被告による著作権侵害を主張する原告は、自らが主張する侵害の証拠を押収することができた。

第2の展開とは、複数の知的財産関連機関——偽造取締局、ケニア著作権委員会、ケニア産業財産庁——を「ケニア知的財産機関」に併合する旨のケニア当局の決定である。この措置のポイントは、官僚主義を断ち切って法執行措置に関する協調関係を改善することであろうと思われる。

### <ガーナ>

2014年7月25日付で改正商標法が発効した。それにより、周知商標保護の導入等の様々な変化をもたらされた。

法執行という観点から見て興味深い点は、故意による商標侵害行為の様々な形態が新法により犯罪とされたことである。これらの犯罪が食品、医薬品、家庭用化学製品、化粧品、自動車および機械部品、電気機器等の業界に関わっている場合、当該犯罪につき有責とされた者は保釈を求めることすら認められない。

改正法はさらに、犯罪の疑いがある行為を捜査する場合、裁判所は商品の没収と破棄を命じることができる」と規定している。

### <タンザニア>

タンザニアは2008年に「商品表示規則」（Merchandise Mark Regulations）を採択し、この規則は偽造と著作権侵害の取締における大きな進歩として歓迎された。同規則は、専従のプロジェクトチーム及び主任調査官の任命、商品の留置および押収に関する権限、税関職員による押収、資産凍結命令、刑事訴追等を規定している。

### <アンゴラ>

2014年に「著作権・著作隣接権法」（Copyright and Related Rights Law）が発効した。同法は実体法上の様々な変化を導入するものであったが、特に、同法により国家著作権局への登録が著作権執行の要件とされた。損害賠償や侵害に使用された侵害原材料および設備の破棄に関する規定とともに、訴訟進行中の侵害品の押収に関する規定も盛り込まれている。

### <モロッコ>

2014年12月18日付で新たな「産業財産法」（Industrial Property Law）が発効した。同法には偽造取締のための特別規定がいくつか設けられている。例えば、新法により税関当局は同国を通過中の偽造品を留置する権限を与えられており、この権限は地理的表示や原産地名称が紛らわしい商品にも適用されることになるだろう。侵害品の保管および破棄に要した費用の支払を侵害者に要求する規定も設けられている。

以下のような各種の法執行措置が同法により導入された。

- 従来よりも長期間の収監および高額の罰金を侵害者に課す規定が設けられた。
- ブランド所有者は、新法により民事訴訟か刑事訴訟かを選択する権利を与えられた。

- 侵害訴訟の裁判官は、商品の押収のみでなく、主張された侵害に関係する他の素材、設備および文書の押収を命じる権限を持つこととなった。

### <ウガンダ>

ウガンダの「2009年偽造品防止法案」（現時点では法律として採択されていない）は、偽造の定義が商標および著作権の侵害に限定されることを明確にしている——同法案の以前のバージョンは特許侵害にも言及していた。また、専門知識のない警察官には偽造医薬品を識別する能力がないのではないかという懸念に対処するため、同法は医薬品に関わる事件を処理する管轄権を国家医薬品局に与えている。

### <ザンビア>

ザンビアの「2011年産業財産法案」（Intellectual Property Bill of 2011）（現時点では法律として採択されていない）は、同国の商標法を他の国々の商標法と整合させるとともに、多国籍ブランドの所有者にとってより利用しやすいものにするを明確な目標として、各種の改正点を定めたものである。そのため同法案は、例えば、周知商標、商標の希釈、制定法上の不正競争行為に関する規定を導入している。

偽造の観点から見れば、同法案の成果は「偽造品」の定義を導入したことである。同法案においては、「自ら詐欺行為をなそうとする意図、又は他の者による詐欺行為を可能にしようとする意図」が存在する場合に「偽造品」が成立すると定義されている。また、偽造に対して5年間の禁固刑を科す旨の規定が設けられ、偽造品の税関による押収について定めた規定も盛り込まれている。

### <アフリカにおける INTA の活動>

INTA は商標所有者および商標専門家を代表する国際団体である。2010年、INTA は ACC (Anti-Counterfeiting Collaboration) とともにナイジェリアでワークショップを主催した。このワークショップの目標はナイジェリア国内の偽造に対する認識を向上させることだったようである。

2014年、INTA は南アフリカのケープタウンにおいて偽造に関する会議を主催した。同会議のワークショップは、南アフリカ警察、国家検察庁、ケープタウン市ならびに国際企業（マイクロソフト社など）の代表者が出席して盛会となった。

この会議では、いくつかの劇的な発言が飛び出している。例えば、南アフリカの市場に偽造品の衣類が氾濫した結果、同国のテキスタイル業界が失った雇用は14,000件にも及ぶという事実が披瀝された。偽造品のタバコのせいで南アフリカが失った消費税および付加価値税の税収は毎年およそ25億ランド（米ドル換算で1億5,500万ドル）に達するという事実も明らかにされた。

政府とブランド所有者の双方が理解できるのではないかとされる興味深い所見もいくつかあった。南アフリカ警察の代表は、南アフリカの偽造品取締法はあまりにも複雑で煩瑣に過ぎるため警察から忌避されると述べた。ケープタウン市の職員は、市町村の警察官は偽造品販売人の活動を抑止するために自治体の条例を活用すべきだと示唆した。特に、そのような販売人は自分が営業している区画での商取引に必要な許可を持っていないのが普通だという事情があるからである。国家検察庁の代表は、ブランド所有者はもっと自分から動く必要があると主張した。

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター2016年1月号 (Vol.7)

[著者]

**Spoor & Fisher**

**Wayne Meiring**

spoor • fisher

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2016年1月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、特許庁委託事業により、**Spoor & Fisher** が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO デュッセルドルフ事務所が内容のチェックと修正を施したものです。また、2016年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。